



五管区水路通報第48号

492項-500項

令和6年12月6日

- [索引](#)
- [通報各項](#)
- [有効通報一覧](#) (直近3ヶ月以内に限る)
- [参考情報](#)

※ 本通報に使用している経度、緯度は[世界測地系\(WGS-84\)](#)に基づいています ※



五管区水路通報のバックナンバー（本年分）になります。
昨年以前のバックナンバーについては[こちら](#)をご覧ください。



五管区水路通報に関する説明事項をまとめた解説です。
ご利用の際にあわせてご確認をお願いします。



水路業務法に基づく許可を受けた水路測量をこちら※に公示しています。
公示されるものは五管区水路通報への掲載を省略しています。
※第五管区海上保安本部の管轄区域内（以下、管内）に限ります



管内において定例的に実施されている小型船舶実技講習、ヨット等レース（練習を含む）などの実施
区域をこちらにまとめて掲載しています。
ここに掲載されていないものについては五管区水路通報で情報提供いたします。



管内の沿岸部に設置されている定置網等の漁具に関する情報を掲載しています。
これらの漁具付近では事故が発生しやすいことから注意して航行をお願いします。
なお、漁業法による定置漁具の概略位置は[海洋状況表示システム\(海しる\)](#)に掲載しています。



海上保安庁または防衛省自衛隊が管内において常時または定例的に実施している訓練に関する情報を
掲載しています
防衛省自衛隊が実施する訓練情報は[こちら\(防衛省\)](#)からも確認することが可能です。



水路通報を文字だけではなくビジュアル的に表示させて確認することができます。
※ビジュアルページは[こちら](#)から（"第五管区水路通報"にチェックを入れてください）

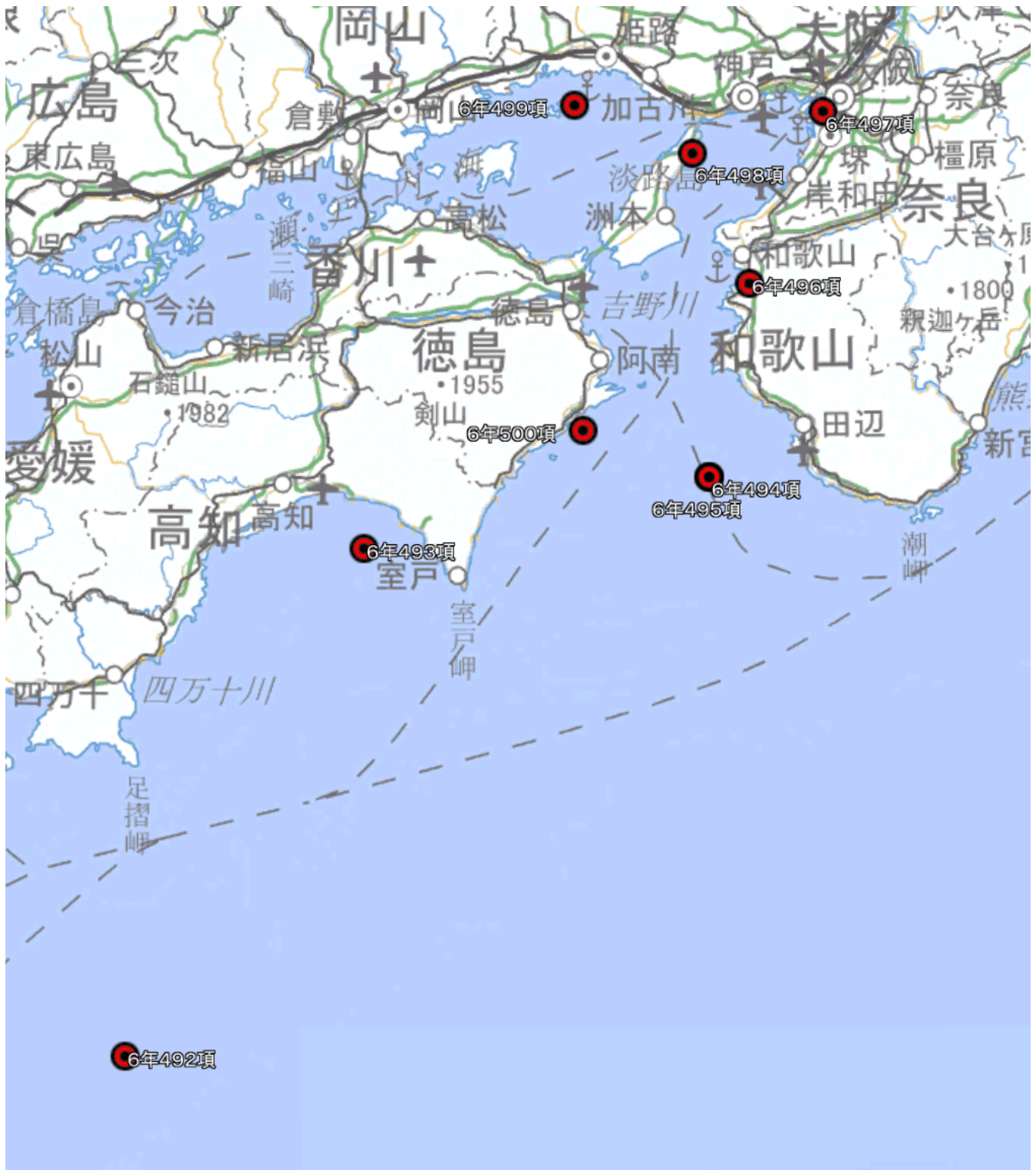
※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL: 078-391-6651 (内線2515、2516) FAX: 078-332-6307 (自動受信)

五管区水路通報 48 号 索引图



※背景图(出典):国土地理院 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)

第 492項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域)	射撃訓練
第 493項	四国南岸	土佐湾	照明弾発射訓練
第 494項	紀伊水道南方		射撃訓練
第 495項	紀伊水道南方		射撃訓練
第 496項	紀伊水道	和歌山下津港、海南区、第1区	護岸改修工事
第 497項	阪神港	大阪区、第3区	係船浮標撤去作業
第 498項	瀬戸内海	淡路島、浦港南方	灯浮標等一時撤去

★ 6年492項 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域) 射撃訓練

自衛艦による対空射撃訓練が実施される。

期 間 令和6年12月25日(予備日26日) 0600~1800

区 域 下記6地点により囲まれる区域

(1) 32-01-43N 132-37-51E

(2) 32-09-13N 132-59-51E

(3) 31-48-13N 132-59-51E

(4) 32-02-13N 133-29-51E

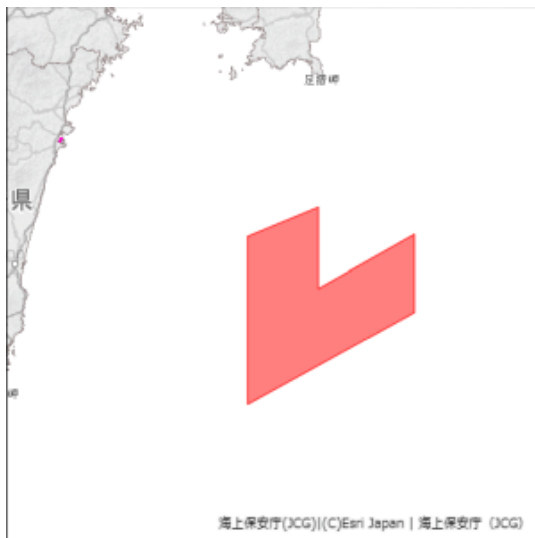
(5) 31-42-13N 133-29-51E

(6) 31-18-13N 132-37-51E

海 図 W157

出 所 防衛省

[→TOP](#)



★ 6年493項 四国南岸 - 土佐湾 照明弾発射訓練

室戸岬北西方において、巡視船による照明弾発射訓練が実施される。

期 間 令和6年12月23日 1000~1300

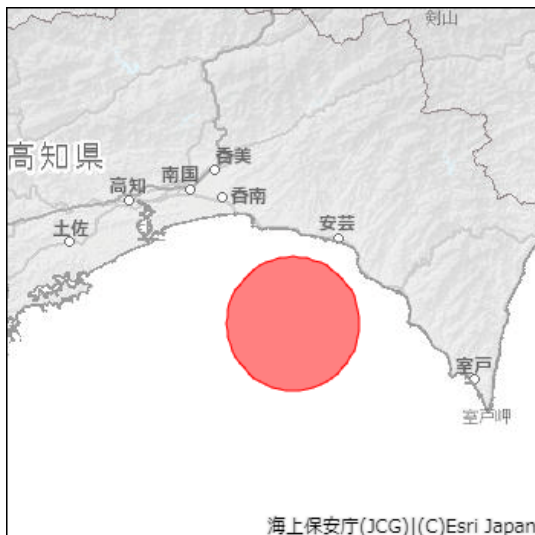
区 域 33-22-24N 133-49-42Eを中心とする半径6海里の円内

備 考 国際信号旗「UY」旗を掲揚

海 図 W108(JP共)

出 所 高知海上保安部

[→TOP](#)



★6年494項 紀伊水道南方 射撃訓練

紀伊水道南方において、巡視船による射撃訓練が実施される。

期 間 令和6年12月12日 1200～1700

区 域 33-34.8N 135-03.0Eを中心とする半径5海里の円内

備 考 国際信号旗「UY」及び「NE4」を掲揚

紅色閃光灯を点灯

海 図 W77(JP共)

出 所 五本部警備救難部

[→TOP](#)



★6年495項 紀伊水道南方 射撃訓練

紀伊水道南方において、巡視船艇による射撃訓練が実施される。

期 間 令和6年12月19日（予備日20日） 0800～1800

区 域 33-34.8N 135-03.0Eを中心とする半径5海里の円内

備 考 国際信号旗「UY」及び「NE4」を掲揚

紅色閃光灯を点灯

海 図 W77(JP共)

出 所 五本部警備救難部

[→TOP](#)



★6年496項 紀伊水道 - 和歌山下津港、海南区、第1区 護岸改修工事

第9棧橋付近において、潜水土・クレーン付き台船等による護岸改修工事が実施されている。

期 間 令和7年9月30日まで（予備日を含む） 日出～日没

区 域 下記4地点により囲まれる海域

- (1) 34-08-49N 135-11-54E
- (2) 34-08-50N 135-11-58E
- (3) 34-08-38N 135-12-00E
- (4) 34-08-38N 135-11-56E

備考 汚濁防止膜を設置
警戒船を配備

海図 W1145

出所 和歌山下津港長

[→TOP](#)



★6年497項 阪神港 - 大阪区、第3区 係船浮標撤去作業

大正内港はしけ棧橋付近において、潜水土・起重機船等による係船浮標の撤去作業が実施される。

期間 令和6年12月9日～令和7年1月31日（予備日を含む） 日出～日没

位置 下記4地点により囲まれる区域

- (1) 34-38-54N 135-27-57E
- (2) 34-38-54N 135-28-05E
- (3) 34-38-53N 135-28-05E
- (4) 34-38-53N 135-27-57E

備考 アンカー位置を示す浮標を設置
警戒船を配備

海図 W1148

出所 阪神港長

[→TOP](#)



★6年498項 瀬戸内海 - 淡路島、浦港南方 灯浮標等一時撤去

五管区水路通報6年42号441項削除

浦港南方において、下記灯浮標及び浮標は一時撤去されている。

期 間
位 置

令和7年4月下旬まで

下記6地点

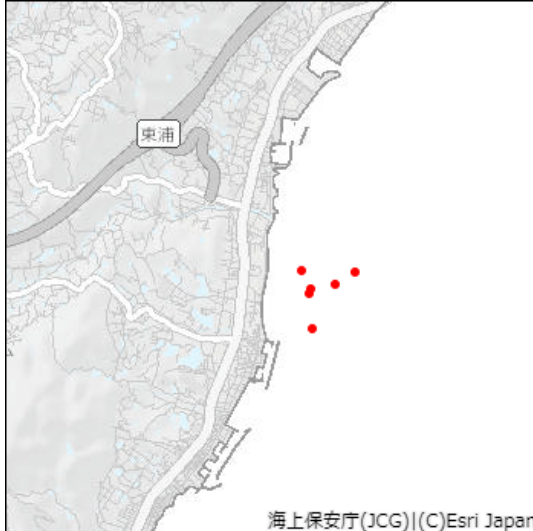
- (1) 仮屋磁気測定所前A灯浮標 (灯台表第1巻3702)(34-31.9N 135-00.2E)
- (2) 仮屋磁気測定所前D灯浮標 (灯台表第1巻3705)(34-31.6N 134-59.9E)
- (3) 仮屋磁気測定所前E灯浮標 (灯台表第1巻3706)(34-31.8N 134-59.9E)
- (4) 仮屋磁気測定所前B浮標 (34-31.8N 135-00.1E)
- (5) 仮屋磁気測定所前F浮標 (34-31.9N 134-59.9E)
- (6) 仮屋磁気測定所前I浮標 (34-31.8N 134-59.9E)

海 図
出 所

W131(JP共)–W150A(JP共)

五本部交通部

[→TOP](#)



★6年499項 瀬戸内海 – 家島諸島、男鹿島付近 魚礁設置

男鹿島付近において、魚礁が設置された。

位 置

下記2地点付近

- (1) 34-40-31N 134-34-36E
- (2) 34-40-27N 134-34-48E

備 考

投石魚礁 (半径25mの円内、高さ約1m)

海 図

W1113

出 所

姫路海上保安部

[→TOP](#)



★6年500項 四国南岸 – 日和佐港付近 観測機器設置

日和佐港沖において観測機器が水中へ設置されている。

期 間

令和6年12月27日までのうち17日間

位 置

下記3地点付近

- (1) 33-43-32N 134-33-29E

(2) 33-42-58N 134-37-07E

(3) 33-42-58N 134-38-29E

備考

設置・撤去作業は上記期間中に実施

海図

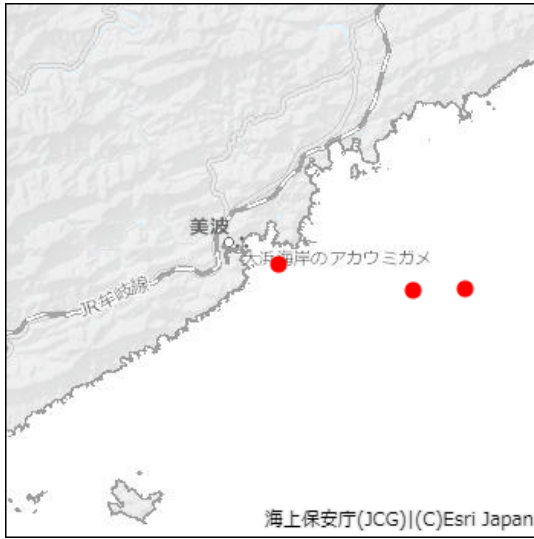
観測機器の位置を示す灯付浮標（黄）、旗及びレーダーリフレクタを設置

出所

W1459-W77(JP共)

徳島海上保安部長

[→TOP](#)



※ 2024年9月6日以降で現在有効な五管区水路通報一覧（直近3ヶ月以内に限る）

W74	2024-42-436
JP77	2024-48-500 、 2024-45-465
W77	2024-48-500 、 2024-45-465
W99	2024-39-405
W100A	2024-47-486
JP101A	2024-43-448 、 2024-37-387
W101A	2024-43-448 、 2024-37-387
W101B	2024-41-433
JP101B	2024-41-433
W105	2024-43-453
W106	2024-47-486 、 2024-43-448 、 2024-41-434
JP106	2024-47-486 、 2024-43-448 、 2024-41-434
JP108	2024-47-491 、 2024-44-461 、 2024-38-403
W108	2024-47-491 、 2024-44-461 、 2024-38-403
W110	2024-46-482 、 2024-43-452 、 2024-43-451 、 2024-42-443 、 2024-42-442 、 2024-40-421 、 2024-39-413 、 2024-38-402
JP123	2024-44-459 、 2024-43-448 、 2024-39-409 、 2024-38-395
W123	2024-44-459 、 2024-43-448 、 2024-39-409 、 2024-38-395
JP131	2024-48-498 、 2024-47-488 、 2024-45-470 、 2024-41-434 、 2024-41-433 、 2024-37-388
W131	2024-48-498 、 2024-47-488 、 2024-45-470 、 2024-41-434 、 2024-41-433 、 2024-37-388
W134B	2024-36-374
JP134B	2024-36-374
JP150A	2024-48-498 、 2024-47-486 、 2024-45-470 、 2024-43-448 、 2024-43-445 、 2024-41-434 、 2024-41-433 、 2024-39-406 、 2024-38-392
W150A	2024-48-498 、 2024-47-486 、 2024-45-470 、 2024-43-448 、 2024-43-445 、 2024-41-434 、 2024-41-433 、 2024-39-406 、 2024-38-392
W150B	2024-41-434 、 2024-37-388
W150C	2024-45-467 、 2024-38-392
JP150C	2024-45-467 、 2024-38-392
W151	2024-44-461
JP151	2024-44-461
W157	2024-47-491 、 2024-45-466 、 2024-45-464 、 2024-45-463 、 2024-39-414
JP1103	2024-47-486 、 2024-43-448 、 2024-43-445 、 2024-42-438
W1103	2024-47-486 、 2024-43-448 、 2024-43-445 、 2024-42-438
JP1107	2024-44-459 、 2024-43-448 、 2024-39-410
W1107	2024-44-459 、 2024-43-448 、 2024-39-410
JP1110	2024-44-457 、 2024-42-438 、 2024-40-417 、 2024-39-407 、 2024-37-382
W1110	2024-44-457 、 2024-42-438 、 2024-40-417 、 2024-39-407 、 2024-37-382
W1113	2024-48-499 、 2024-40-420 、 2024-37-388
W1126	2024-38-400 、 2024-35-369
W1141	2024-41-430 、 2024-41-429
JP1141	2024-41-430 、 2024-41-429
W1143	2024-41-427 、 2024-39-406
W1145	2024-48-496 、 2024-40-416
W1146	2024-43-448
JP1146	2024-43-448

W1148 [2024-45-468](#)、[2024-38-395](#)
W1150 [2024-46-478](#)、[2024-36-371](#)
JP1150 [2024-46-478](#)、[2024-36-371](#)
W1220 [2024-44-461](#)
JP1220 [2024-44-461](#)
W1398 [2024-41-427](#)
W1459 [2024-48-500](#)

[TOPに戻る](#)

参考情報

GIS地理情報の提供について（試行中）



五管区水路通報をKML形式で提供しています。
このデータは五管区水路通報に地理空間情報を組み合わせたもので対応するソフトウェアでの表示が可能です。（※詳細については[こちら](#)を参照してください）

アンケートの実施について



五管区水路通報に関するアンケートを実施しています。
皆様からの貴重なご意見をご提供よろしくお願いいたします。



五管区地域航行警報に関するアンケートを実施しています。
皆様からの貴重なご意見をご提供よろしくお願いいたします。

[海上保安庁海洋情報部](#)

[水路通報](#)

[航行通報](#)

[灯台表（追加表）](#)

[水路誌（追補）](#)

[水路業務法第8条に基づく公示](#)

[【▲ページトップへ戻る】](#)